

大切な預金をつなぐ
たかしん

相続専用定期預金

相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただける定期預金です。

- ・スーパー定期
- ・スーパー定期300
- ・大口定期預金

1年
もの

- ・スーパー定期
- ・スーパー定期300
- ・大口定期預金

3年
もの

- ・スーパー定期
- ・スーパー定期300
- ・大口定期預金

5年
もの

店頭表示金利 **プラス** 年

0.200%

(税引後 年0.159%)



ご利用いただける方

- ①当金庫または他の金融機関での相続手続き完了後、1年以内に取得した※資金を原資としてお預け入れいただける個人のお客さま（個人事業主を含む）
 - ②当金庫営業エリア内にお住まい、またはお勤めのお客さま
- ※相続により取得した預貯金、不動産や有価証券の売却代金、受取保険金。

対象定期預金

スーパー定期、スーパー定期300、大口定期預金
※自動継続扱いとなります。

お預け入れ期間

1年・3年・5年

お預け入れ金額

お一人様100万円以上（1円単位）かつ相続手続きにより取得した金額を上限金額といたします。

適用金利

固定金利でお預け入れ時のスーパー定期、スーパー定期300、大口定期預金の店頭表示金利に年0.200%上乗せいたします。

- 特別金利の適用は初回満期日までとし、自動継続後は満期日におけるスーパー定期、スーパー定期300、大口定期預金（1年もの、3年もの、5年もの）、の店頭表示金利とさせていただきます。
- お利息は、付利単位を1円とし1年を365日とする日割計算で行い、満期日以降に一括してお支払いいたします。
- 大口定期預金3年もの、5年ものについては中間払い（約定金利×70%）があります。

お預入方法

証書、通帳式、総合口座でお預け入れができます。
※ATMによるお取扱いはできません。

中途解約時のお取扱い

お客さまの都合により満期日前に中途解約された場合は、当金庫所定の中途解約利率が適用となります。

必要書類

- ①本人確認書類
- ②お届け印
- ③お預け入れの際には「相続手続きを行った書類」「相続資金を受け取られた通帳」など、相続資金の確認ができる資料をご持参ください。

※詳しくは、店頭窓口にお問い合わせください。

その他

- 2013年1月1日から2037年12月31日までにお支払いするお利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
- この定期預金は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます。

※店頭表示金利は令和7年4月1日現在

受取書等の発行について

当金庫の職員が、お客さまからの現金や証書・通帳等をお預けする際に、所定の「受取書」または「預り書」以外のもの（名刺やメモ等）をお渡しすることはございません。万が一、「受取書」「預り書」が名刺やメモ等で代用されている場合や、「受取書」「預り書」の発行が無かった場合には、右記へご連絡願います。

お客様
相談窓口

コンプライアンス部 TEL.0766-24-0360
お問い合わせ時間/9:00~17:00(当金庫の休業日は除く)



いつもこの街と
これからもこの街と



高岡信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/takaoka/>